		三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
長野県のうち茅野市	同時に給油することができる自動車の数が三以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
長野県のうち佐久市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
長野県のうち千曲市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
長野県のうち南佐久郡のうち佐久穂町	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十五キロリットル以上三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
長野県のうち諏訪郡のうち富士見町	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量

次に

		三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
長野県のうち下高井郡のうち山ノ内町	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
長野県のうち下水内郡のうち栄村	同時に給油することができる自動車の数が三以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十キロリットル以上三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
京都府のうち与謝郡のうち与謝野町	同時に給油することができる自動車の数が五以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
大阪府のうち大阪市のうち西区	同時に給油することができる自動車の数が三以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上四　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
大阪府のうち大阪市のうち天王寺区	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上

の